

■□■ 利用料のご案内 兼 同意書 ■□■
(きりん訪問介護事業所)

■ 訪問介護費

身体介護	20分未満	¥167	+	身体介護 (20分未満以外)に 引き続き生活援助を 行った場合 20分から起算して25分を増すごとに67円
	20分以上30分未満	¥250		
	30分以上1時間未満	¥396		
	1時間以上 (579円に30分を増すごとに84円)			
生活援助	20分以上45分未満	¥183		
	45分以上	¥225		
特定事業所加算(Ⅱ)	単位数の10/100			
処遇改善加算(Ⅰ)	137/1000			
特定処遇改善加算(Ⅰ)	63/1000			

■ 介護予防相当サービス費

要支援	1	週1回程度の訪問介護が必要とされた方	¥1,176
	2		
要支援	1	週2回程度の訪問介護が必要とされた方	¥2,349
	2		
要支援	2	週2回程度を超える程度の訪問介護が必要とされた方	¥3,727
処遇改善加算(Ⅰ)	137/1000		
特定処遇改善加算(Ⅰ)	63/1000		

■ 生活援助型訪問サービス(簡易型)生活援助のみの方の加算

要支援	1	週1回程度の訪問介護が必要とされた方	¥1,000
	2		
要支援	1	週2回程度の訪問介護が必要とされた方	¥1,998
	2		
要支援	2	週2回程度を超える程度の訪問介護が必要とされた方	¥3,169
処遇改善加算(Ⅰ)	137/1000		
特定処遇改善加算(Ⅰ)	63/1000		

- ※早朝と夜間は25%・深夜は50%をご利用料金に加算させていただきます。
- ※二人で介護した場合は、2倍の料金となります。
- ※初回 1ヵ月/200円
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ) 1ヵ月/100円 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 1ヵ月/200円
- ※上記利用料金の他に、実費がかかる場合があります。
- ※掲載しております金額は、令和3年4月1日現在の一割負担の金額となっており利用者ごとに定められた負担割合に応じて金額が変動します。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として
令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せいたします。

上記について説明を受け、同意いたします。

令和 年 月 日

利用者

印

代筆

代筆理由